

本書に記載される諸条件及び裏面の「人材紹介サービス利用規約」に同意し、人材紹介サービスの利用を申し込みます。

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

◎太線内をご記入下さい

■ 申込者

会 社 名 (申 込 者)	フリガナ 印
本 社	フリガナ 〒
採用責任者	フリガナ 所属/役職 氏名 印 TEL
担 当 者	フリガナ 〒 フリガナ 所属/役職 氏名 TEL
支 払 条 件	毎月末締翌月末払 ・ 備考 (毎月 日締 月 日払) ※銀行振込による支払いとし、振込手数料は申込者負担

■ 請求先 (申込者と異なる場合に記入)

会 社 名	フリガナ 印
担 当 者	フリガナ 〒 フリガナ 所属/役職 氏名 印 TEL

■ 申込者情報

代 表 者	役職	氏名
資 本 金	百万円	従業員数 名
年 商	年 月決算	百万円
創 業	年 月	設 立 年 月
U R L		
業種・特色		

- 1.株式会社キャリッジから紹介された候補者の採用を決定し、候補者が入社意思を表明し、実際に勤務を開始した段階で(以下、当該候補者を採用決定者という)人材紹介の報酬として事項2に消費税を加算した金額を株式会社キャリッジが指定する銀行口座に振り込み支払します。ただし支払い条件の起算日については採用決定者の入社日とします。
- 2.報酬は理論年収の35%とします。理論年収とは、採用決定者の月次給与の12箇月分及び理論上の通年賞与の他、交通費以外の一切の諸手当(所定外労働手当を含む)、報奨金及び一時金を合計した金額です。
- 3.申込者は、候補者の採用を決定した場合、遅滞なく株式会社キャリッジの指定する方法に従って、採用決定者に関する事項(氏名・理論年収・入社予定日)及び、報酬に関する事項(料金・請求日・支払期日)の確認を行うものとします。
- 4.申込者と請求先が異なる場合、報酬等の支払責任は請求先が負い、申込者はこれに連帯して保証します。
- 5.採用決定者が就業開始後(採用決定者の入社日を起算日とします)、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇等が発生した場合、報酬の内、下記金額を返還ください。
①1箇月未満:報酬の80% ②1箇月以上3箇月未満:報酬の50%

問い合わせ先

株式会社 キャリッジ

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2-5-4

千代田ビル西館6F

TEL 06-6348-4501 FAX 06-6348-4504

人材紹介サービス利用規約

第1条(本サービスの内容について)

- 株式会社キャリアジ(以下キャリアジという)は、申込者から明示された求人条件に該当すると思われる人材のうち、申込者に応募する意思がある人材に対して紹介する。(以下、申込者に紹介した人材を「候補者」という)
- キャリアジは、職業紹介事業者として通常課される責任において、人材紹介サービス(以下「本サービス」という)を誠実に遂行する。
- 候補者につき、キャリアジの紹介日から12箇月を経過しない間に、キャリアジの紹介以外の方法によって申込者への応募または紹介がなされた場合、キャリアジの紹介が優先されるものとする。なお、申込者は、キャリアジの紹介前に他の方法による応募または紹介がなされていた場合には、キャリアジの紹介後直ちにキャリアジにその旨を通知し、キャリアジに求められた場合、その事実を証明する書面を提出するものとする。
- 申込者は、キャリアジの紹介後、キャリアジに事前に通知することなく、候補者と連絡をとらず、また本契約の有効期間を問わずキャリアジより候補者の紹介を受けた日から12箇月を経過しない間は、応募方法・職種を問わず本契約による方法以外では当該登録者を採用しない。ただし、キャリアジの責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではない。
- 申込者が派遣契約や業務委託契約等の雇用契約以外の方法に基づき候補者を使用または候補者より役務の提供を受ける場合であっても、使用または役務の提供の開始時点で本契約に基づく報酬が発生するものとし、本契約の全ての条項が準用されるものとする。
- 申込者は、本契約において、候補者が他企業の求人に対して応募することがあることを確認する。
- キャリアジは、候補者が申込者への入社意志を表明したにもかかわらず、申込者に入社しなかった場合も、一切の責任を負わない。ただし、候補者が申込者に入社しなかったことにつき、キャリアジに重大な過失がある場合は、この限りではない。
- 本契約は、キャリアジが申込書を受領した時点で、申込書記載の申込日(以下「申込日」という)をもって成立するものとする。ただし、キャリアジが受領後10日以内に申込者に対し異議を述べた場合は、キャリアジの承諾はないこととし本契約は成立しない。

第2条(採用選考について)

- 申込者は、候補者から任意の者を選び、申込者の判断に基づき選考のうえ、その採用可否を判断する。
- 申込者は、キャリアジに紹介を依頼する求人案件に関して、一般の労働条件と異なる点等がある場合は、事前にその旨をキャリアジに通知する。
- 申込者は、キャリアジに紹介を依頼する求人案件に関して、候補者を採用する際、履歴書等に欠落した部分がある場合、事前にその旨をキャリアジに連絡し、追完を依頼する。
- 申込者は、候補者の採用に関して、不正競争防止法等の法令に違反することのないよう、自らの責任で必要な措置を講ずる。
- 申込者は第1項に基づいて候補者の採用を決定した場合、候補者に対して所定の内定通知書(労働基準法第15条に基づく労働条件を明示したもの)または、これと同等の事項を記載した文書を交付し、キャリアジにはその副本もしくは写しを交付する。

第3条(求人条件等の開示・提供について)

- 申込者は、本業務に関する求人票作成のため、キャリアジに対し、必要な情報を提供する。
- 申込者は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除き、求人票およびキャリアジが独自に収集した情報を候補者に対して提供することに予め同意するものとする。
- 申込者は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除き、申込者が求人票に記載した求人条件および一般的に公開されている申込者の企業情報を、キャリアジが候補者を募集するために、キャリアジまたはキャリアジの業務提携先のウェブサイト等において開示・公開することを予め同意するものとする。

第4条(業務提携先への開示・提供について)

- 申込者は、事前に開示・提供を希望しない旨を指定した場合を除き、業務提携を結ぶ人材紹介会社(国内および国外の関連会社等を含む)等に対し、求人票に記載した求人条件、申込者から提供された情報および独自に収集した情報を開示・提供することに予め同意するものとする。
- キャリアジは、前項の開示・提供に際し、当該人材会社等に自己と同等の義務を遵守するよう、適切に監督するものとする。

第5条(機密情報・個人情報の取扱いについて)

- 申込者およびキャリアジは、本契約に関して知りえた相手方の機密情報および相手方の個人情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならない。
- 申込者は、候補者の同意を得てキャリアジにより提供された候補者の個人情報を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、候補者の同意を得ずに開示・提供・漏洩してはならず、キャリアジは、申込者と候補者間の個人情報に関するトラブルについては一切の責任を負わない。
- 申込者およびキャリアジは、申込者の求人情報、候補者の個人情報、候補者の入社条件に関する情報等の授受を行う際は、キャリアジの提供する方法を利用することを確認する。

第6条(業務委託について)

- 申込者は、本契約に関する業務を委託する場合、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、候補者の個人情報についての厳重かつ適正な取り扱いを定めた契約を締結し、当該個人情報の取扱いについても責任をもって監督する。
- 申込者が、キャリアジに対し、候補者の個人情報を直接委託先に提供することを求める時は、当該委託先にキャリアジとの個人情報の取扱いに関する契約等を締結させるものとする。なお、申込者は、委託先を変更または新たに選定した時は、直ちにキャリアジに対してその旨を通知し、当該委託先にキャリアジと前項と同等の契約等を締結させるものとする。

第7条(本サービス利用者について)

- 申込者は、本サービスを利用する者(自己の従業員、業務委託契約締結先またはその他の第三者)(以下「利用者」という)が、申込者より

正当な権限の付与を受けた者であることを保証し、当該利用者の行為が、本サービスにおける一切の法律行為を有効に成立させることに予め同意するものとする。

第8条(著作権等の取扱い)

- 本サービスに関して申込者からキャリアジに提供した申込者に権利が帰属する著作物および広告・情報・記事・写真・イラスト・ロゴ等のコンテンツ(以下「著作物」という)に関しては、申込者は、予め、本サービスの目的の範囲においてキャリアジが使用することを許諾しているものとする。

第9条(免責について)

- キャリアジは、申込者に対し、本サービスの利用による採用の確実性、候補者の資質・能力および応募書類等の情報の正確性等、本サービスの効果ならびに申込者が本サービスを通じて採用しようとする候補者に関する何らの保証も行わないものとする。
- キャリアジは、キャリアジに重大な過失がある場合を除き、申込者と候補者その他の第三者との間のトラブルについては一切の責任を負わない。

第10条(損害賠償について)

- キャリアジは、本サービスの遂行に際し、キャリアジの責による事由により申込者に損害が発生した場合、当該損害に関わる候補者の人材紹介報酬額を上限として、当該損害を賠償するものとする。

第11条(解除について)

- 申込者およびキャリアジは、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続しがたい事由が生じた場合、本契約有効期間中においても、相当な期間を定めて事前に相手方にその旨を通知することにより、本契約を解除することができる。
- 申込者は、本契約第1条3項または4項に違反した場合、違反行為の対象となった当該候補者1名につき300万円の違約金をキャリアジに支払うものとする。

第12条(反社会的勢力の排除)

- 申込者およびキャリアジは、自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約する。
 - 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 申込者およびキャリアジは、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - その他各号に準ずる行為

- 申込者およびキャリアジは、自己の下請けもしくは再委託先業者(下請または再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ)が現在および将来にわたって第1項に定める反社会的勢力に該当しないこと、ならびに同項各号の関係を有しないことを確約し、また、第2項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- 申込者およびキャリアジは、その下請または再委託先業者が前項に違反することが契約後に判明した場合には、ただちに違反した下請または再委託先業者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採らなければならない。
- 申込者およびキャリアジは、前4項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査を協力するよう求めることができる。相手方はこれに必要な資料を提出しなければならない。
- 申込者またはキャリアジは、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続きを要せず、申込者とキャリアジの間に締結された全ての契約を解除することができるものとする。この場合、契約の解除を行った申込者またはキャリアジは、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし保障することを要しない。また、解除を行った申込者またはキャリアジに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第13条(有効期限)

- 本契約の有効期間は申込日から1年間とする。ただし、期間満了日の1箇月前までに申込者、キャリアジ双方から何ら異議申し立てのない場合、本契約は同一内容でさらに1年間有効とし、以降についても同様とする。
- 本契約に定められる報酬の支払に関する事項、第5条各項、10条、11条2項、本条および14条は本契約有効期間終了後も有効とする。

第14条(法令順守)

- 申込者およびキャリアジは、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護に関する法令、その他本契約に適用される一切の日本国法令ならびに関係官庁の指導等を遵守する。
- 申込者およびキャリアジは、本契約に関して紛争が生じたときは、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。